

## 年次報告 (Annual compliance) 義務

01 Feb 2022

年次報告義務の期限が近づいており、すべての企業および会社は 2021 / 2022 年の年次報告の要求に注意してください。

以下のサマリー情報をご参照ください:

**1. 事業登録税 (パテント税):**カンボジアで事業を行うすべての納税者は、事業活動ごとに事業登録税を支払う必要があります。事業登録税の更新料は、納税者がどのクラスに分類されるかによって異なります。2022 年度の事業登録税の支払期限は 2022 年 3 月 31 日です。

事業登録税は以下の通り:

納税主体	事業登録税 (リエル)	事業登録税 (ドル)
小規模納税者	400,000 KHR	100 USD
中規模納税者	1,200,000 KHR	300 USD
大規模納税者	3,000,000 or 5,000,000 (depends on revenue) (売上高による)	500 USD or 1,250 USD

**2. 年次所得税申告書:**すべての納税者 (カンボジアで活動しているすべての協会および非政府組織を含む) は、納税年度の終了後 3 か月以内に支払うべき税金があるか否かに関わらず、税務当局によって定められたフォーム、時間枠、および場所に従って事業活動に関する年次所得税申告書を提出する必要があります。

**3. 商業企業の年次申告書 (Annual Declaration of Commercial Enterprise、以下 ADCE):**すべての企業 (会社、支店、駐在員事務所を含む) は、以前の登録時に提出した企業情報の変更を反映させるために、商務省 (the Ministry of Commerce、以下 MOC) に ADCE を毎年提出します。企業が再登録日をした日付から 3 か月以内に MOC のオンラインシステムを通してこの更新を実行しなければなりません。3 か月以内に提出しない場合、MOC から 2,000,000 リエルの罰金が科せられます。

**4. 労働コンプライアンスと外国人登録:**外国人労働者は、労働許可証および労働省のその他の要件を更新しなければなりません。労働コンプライアンスと外国人登録を完了させるのに助けが必要でしたら、私たちの専門の労働コンプライアンスチームが喜んでお手伝いします。

**5. 監査済み財務諸表の会計監査監督機関 (the Accounting and Audit Regulator、以下 ACAR) への提出:**プラカス(省令)第 563 号に指定された基準を満たし、それにより KICPAA に登録された監査法人による財務諸表の監査を受ける必要がある事業体は、会計期間終了後 6 か月と 15 日以内に、ACAR の電子ファイリングシステムを通じて監査済み財務諸表を提出しなければなりません。違反は罰則の対象となります。

**6. ACAR への財務諸表の提出:**プラカス第 563 号で指定された基準を満たしておらず、財務諸表の監査を受ける必要がない事業体は、2021 年末から会計期間終了後 3 か月と 15 日の間に、ACAR の電子申告システムを通じて関連する会計基準に従って作成された未監査の財務諸表を提出しなければなりません。この義務の不履行または履行の遅延があった場合は企業に罰金が科されます。

私たちのチームは、上記の年間コンプライアンス義務の順守をサポートします。さらに詳しい情報が必要な場合は下記のビジネス プロセス アウトソーシング(BPS)担当者までお問い合わせください。

※日本語でのお問い合わせは下記 高木が対応いたします。

Ronald Almera  
CEO & Partner  
M +855 87 933 888  
E ronald.almera@kh.gt.com

Chetra Kong  
Senior Manager - BPS  
M +855 87 396 88  
E chetra.kong@kh.gt.com

Chhorvon Sieng  
Senior Manager - BPS  
M +855 12 473 249  
E chhorvon.sieng@kh.gt.com

Toshihiko Takagi (高木 俊彦)  
Specialist Japanese Co-Ordinating Director  
M + 601 4948 5710  
E toshihiko.takagi@my.gt.com